

主催：日本下水道事業団

施工コース（オンライン研修）

処理場施設等（建築）の施工管理の実務

—土木学会 継続教育「CPD」プログラム認定—
—全国土木施工管理技士会連合会 継続教育「CPDS」プログラム認定—

1. 対象者
① J S の建築工事を受注している建設会社等で、現場代理人、監理技術者、主任技術者又は主任監督員等（以下『監理技術者等』という。）をお務めの方もしくはその予定の方。
② 現在、J S に登録されている建築工事の登録建設会社において、監理技術者等の資格をお持ちの方。
2. 目 標
品確法の施行に伴い、従来の価格競争型入札契約から、安全かつ品質の向上に係る技術提案を求める総合評価方式の導入が進み、民間企業及び技術者の技術力が強く求められている。本研修では、実績等に基づく J S 独自のノウハウを提供することにより、良質な出来形及び施工管理に努め、質の高い工事目的物の完成を目指した施工管理技術を短期間で習得することを目的とする。
3. 研修開始日
～
研修終了日
[1日目] 10月20日（火） [2日目] 10月23日（金）
[1日目] 開講時間：10時00分、修了時間：17時30分 予定
[2日目] 開講時間：9時30分、修了時間：17時15分 予定
4. 受講料
（円・税込） 66,000
5. 募集開始日 3月2日（月）
6. 募集終了日 9月4日（金）
7. 研修修了者の特典
① 研修修了者は「日本下水道事業団の参加資格申請書の技術者経歴書」に本研修を修了した旨を明記することが可能となります。
② 工事施工年度もしくは契約年度前1年以内に、本研修を受講した者が現場代理人又は監理技術者として選任され、所定の要件を満足した場合、工事成績評定点の加点要素となります。

8. 標準カリキュラム

研修日	講義	時 間	内 容
1 日目	オリエンテーション	10:00 ~ 10:15	連絡事項
	・ J S の契約図書及び各種様式 ・ 出来形及び品質管理の方針 ・ 一般仕様書の主な改定事項 ・ 防災計画の策定 ・ 事故時の対応及び事例紹介	10:20 ~ 12:30	契約図書の確認、各種提出書類の解説 及び契約方式による施工管理方法の解説 品確法、J S の建築工事における施工管理方針について解説 一般仕様書の最新版の紹介 仕様書に基づく現場での防災計画の策定と、災害発生時の対応について解説 事故発生時の対応について解説
	・ 建築基準法と下水道施設 ・ 建築工事における品質管理	13:30 ~ 14:55	建築基準法が改正され、建築工事の他、一体構造物としての土木工事についても、基準法上の監理確認が従前に比べてより厳格に適用されることになった。改正の留意点について解説。 処理場建築は、一般の建築工事と異なる注意すべき点がある。施工管理と品質管理方針を通して解説
	・ 施工計画書の作成 ・ 段階確認及び確認検査 ・ 建築設備概論	15:05 ~ 17:30	各工種の施工計画書の作成及びそれぞれの注意点について解説 施工の各段階における材料・施工等の品質管理計画及び管理項目の設定及び管理基準値、確認方法について解説 下水道施設の建築設備について注意点を解説

2日目	・建設工事における安全衛生管理	9:30	～	10:55	一般仕様書に定める安全衛生管理と安衛法、建設工事における事故事例、現場に応じた施工段階毎の安全管理、部材並びに機材等の運搬、搬入及び搬出方式、安全を確保するための仮設備、安全教育、安全パトロール等について解説
	・建設工事における写真管理	11:05	～	12:30	工事が適正に行われていることを確認できるよう、各工事の施工段階及び完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等に関する写真撮影、管理の留意点について解説
	・完成検査指摘事項 ・不具合事例と重点課題	13:30	～	15:30	完成検査時における指摘事項について解説 下水道施設の機能的注意点と他工事との調整などの不具合事例と重点課題の解消方法を解説
	効果測定	15:45	～	17:15	授業内容の理解度を測るため効果測定を行います

- ・当研修は連日開催ではなく、2日で行われます。
 - ・録画や申込者本人以外の視聴は禁止しています（参照：オンライン研修受講規約）
 - ・上記は標準的なカリキュラムであり、実施カリキュラムは予告なく変更する場合があります。
 - ・通信費等は受講者の負担となります。
 - ・1台のPCで複数名の受講は厳禁とさせていただきます。
 - ・CPD及びCPDSの認定に際しては、「効果測定」の時間は単位(ユニット数)として含まれませんのでご留意願います。
 - ・土木学会及び全国土木施工管理技士会連合会の認定を受けた継続教育のプログラムとなります。
- その他の団体で継続教育として認定を受ける場合は、当該団体へ事前にお問い合わせください。